

## 十日町市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和5年6月19日

十日町市告示第149号

十日町市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成22年十日町市告示第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等（以下「高齢者等」という。）が、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度を利用するに当たり、高齢者等がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境を整備するための費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成の対象となる費用）

第2条 助成の対象となる費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見等開始審判（民法第7条に規定する後見開始の審判、同法第11条に規定する保佐開始の審判及び同法第15条第1項に規定する補助開始の審判をいう。）の申立てに必要な申立手数料、登記手数料、郵便切手代、診断書料、鑑定費用その他申立書に係る添付書類の取得費用（以下「申立てに要する費用」という。）
- (2) 民法で定める成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）への報酬に要する費用（以下「報酬費用」という。）

（対象者）

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年被後見人で市内に住所を有するもの又は成年被後見人で次に掲げる事項のいずれかに該当するもの
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定により、市の被保険者となった住所地特例施設に入所又は入居している者
  - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により、市が支給決定を行った特定施設に入所している者
  - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第2項又は第3項の規定により、市が保護を実施している者
  - エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定により、市が福祉の措置を行っている者
  - オ その他市長が特に支援の必要があると認める者
- (2) 成年被後見人で次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、報酬費用の対象者は、成年後見人等が民法第725条に規定する親族である場合を除く。

- ア 生活保護法による被保護者である者
- イ 申立て費用又は報酬を負担することで、生活保護法による被保護者となる者
- ウ 別表第1に掲げる全ての要件に該当する者
- エ その他、助成金の交付を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

(助成金の額)

第4条 申立てに要する費用の助成金の額は、第2条第1号に規定する費用のうち市長が適当と認める額とする。

2 報酬費用の助成金の額は、家庭裁判所が審判で決定した報酬額とする。ただし、月額2万8,000円を上限とする。

(助成の申請)

第5条 申立に要する費用及び報酬費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

2 助成の申請は、申立に要する費用にあっては後見開始等の審判があった日から起算して3月以内に、報酬費用にあっては報酬付与の審判があった日から起算して3月以内に申請するものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定をした助成金については、申請者が指定した金融機関の口座に直接振り込むものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第8条 第6条の規定による助成金の交付決定を受けた成年後見人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、成年後見制度利用支援事業変更届（様式第3号）を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 成年被後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 成年後見人等に辞任、解任等の異動があったとき。
- (3) 成年後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (4) 成年後見人等に対する報酬の額についての審判があったとき。

2 市長は、前項第2号に規定する異動に係る届出があったときは、助成金を交付しないこととし、前項第4号に規定する報酬の額に係る届出に基づき助成金の額を変更するときは、その旨を届け出た成年後見人等に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正な行為があったときは、既に助成を受けた額の全

部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

第3条第2号ウに係る要件	(1) その属する世帯の世帯員全員が市民税非課税であること。 (2) 世帯の預貯金の総額が100万円以下であること。 (3) 居住する家屋及びその他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(住民税課税者の扶養親族や医療保険の被扶養者でないこと。)
--------------	---